

北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第708号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円会費を含む)

●発行日—平成29年1月1日

●発行所—社団法人北海道手をつなぐ育成会

〒060-0002 札幌市中央区

北2条西7丁目かでの2・7(4F)

電話 011-251-0855

FAX 011-251-0804

Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp

●発行人—奈須野益

印刷所 (株)北海道機関紙印刷所



手をつなぐ育成会になろう

会長代行 佐藤 春光
副会長

新年にあたり、常日頃から私が訴えたい最大の関心事『障がい者が地域で普通に暮らす社会の実現』を訴えたいと思います。そのためには会の再生(活性化)が欠かせません。

新たな気持ちで現実と向き合い、未来をめざすためには現実を知るところから出発しなければなりません。

北海道手をつなぐ育成会の会員は、現在全市町村の半分以上を切るところまで減りました。構成員が10人未満の地区が19地区、20人未満になると42地区(47%)にまでなってしまいます。

育成会が縮小している原因を、「今の親は恵まれている」「今の親は組織を嫌う」「今の親はメリットを求める」「今の親は困ることがない」…という今の親に求めることはやめましょう。

今の親も昔の親も障がい児を抱えながら必死に生活しているのです。原因は今の親にあるのではなく、人と人が手をつなぎづらい社会の進行があるのです。

障がい者の99%が、200万円以下の年収です。障がい者の56%が年金と工賃を合わせても100万円以下の収入なのです。今も昔も、親や兄弟の支援なしには生活が成り立たないのです。親子や兄弟の人間関係が希薄になってきている現代、障がい者の生活は尚更困難を増しているのです。

人間だからこそ共生社会が実現できるのです。障がい者を社会がどう育てていくかが発達した社会のバロメーターなのです。

私が育成会を知った25年前、育成会はほとんど母親の会でした。わが子の育児から逃げることでできない母親が責任をとっていたからです。障がい児を産んだことから母親だけが逃げられなかったのです。

高齢化社会となり、障がいと無縁な人がいなくなった今こそ、障がい者を社会が育てる時代なのです。

『人間の歴史の中で、当事者や関係者が声を出さずに、為政者の情けで実現した福祉は何一つないことを肝に銘じるべきだ』と言った人がいます。私達がやることもやれることもたくさんあります。私達の一步が未来を切り開く一步になるのです。

人間を信じる、信じ合える人間関係を創ることが『障がい者が地域で普通に暮らす社会の実現』につながっていくのです。



賀 正 平成29年元旦

一般社団法人北海道手をつなぐ育成会 役員名簿

会 長	奈須野 益	理 事	斉 藤 フミ子	理 事	白 鳥 幸子
副会長	佐 藤 春 光	理 事	上 村 裕 子	理 事	白 扇 尋 子
副会長	畑 中 三岐子	理 事	加 藤 裕 子	理 事	池 田 正 房
理 事	菊 池 洋 子	理 事	佐 藤 恵 三	理 事	橋 本 本 山
理 事	藤 井 美 雪	理 事	川 原 弘 嗣	理 事	森 外 千 貞
理 事	青 山 弥 生	理 事	三 浦 幸 三	監 事	小 山 玉 和
理 事	相 馬 ミエ子	理 事	橋 本 眞 弓	監 事	薄 葉 栄 司
理 事	白 幡 修 治	理 事	藤 川 治 喜	監 事	小 薄 葉 一 秀
理 事	工 藤 春 雄	理 事	初 山 聡 子	事務局長	白 戸 郁 子
理 事	石 田 文 子	理 事	広 瀬 利 博	事務局員	種 田 郁 子

育成会の原点を確認し、活動の輪を拓けよう

副会長 畑中 三岐子



新年あけましておめでとうございます。育成会会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

会員の皆様には、日頃より育成会の事業運営に対しあたたかいご支援とご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、平成27年に国連の障害者権利条約の批准が行われ、昨年の4月には、障害者差別解消法が施行されました。

私たちが望んでいた障害のある人の権利擁護は、順調に進むものと思っていた矢先に、神奈川県相模原市の津久井やまゆり園において、大きな衝撃を受ける痛ましい事件が発生いたしました。「障害者なんていなくなればいい」という誤った考えを持った男性容疑者の犯行で45名もの障害のある人たちが被害にあいました。この世にいない人はいません。命の重さは障害のあるなしに無関係です。

この事件の直後に、全国手をつなぐ育成会連合会の久保厚子会長が会としての声明文と本人向けのメッセージを発表しました。私たちが今まで育成会として活動を続けてきた思

いを代弁してくれたと思っています。

これからも育成会は、障害のある人が、社会の中で多くの人たちとともに助け合い、暮らししていける社会を目指し、支えあいながら活動が続いていかなければなりません。

北海道の市町村育成会は、減少傾向にあります。障害のある人や障害が原因となる悩みが減っているわけではありませんが、福祉制度の進歩・普及や役員のなり手不足や組織に属する必要を感じなく思う世代が増えてきたことも一因ではないかと考えます。

道育成会は、活性化を図る取り組みとして、ブロック連絡協議会の活性化や育成会活動の周知・広報などを行ってきております。本年度も、運動体としての取り組みや、会員の皆様に関心のある事業の組み込みなどを検討しております。

また、本年は、9年に一度の全国大会が札幌市で開催されます。札幌市育成会を中心として道育成会、近隣の育成会で、既に実行委員会を立ち上げて準備を進めておりますので、ご参加をよろしくお願い致します。

道育成会は、今後も関係機関や会員の皆様と連携を密にし、障害のある人の福祉を推進してまいります。引き続きご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、本年が会員の皆さまにとりまして幸多い年となりますよう心からお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。

第3回理事会

12月14日

奈須野会長緊急入院

佐藤春光副会長が職務代行に

奈須野 益会長におかれましては、去る12月4日未明、脳梗塞のために緊急入院され、現在、集中治療室にて加療中です。治療期間が長期にわたることが予測されておりますので、理事会の冒頭、代表理事不在間の職務体制について協議しました。結果、理事の「職務権限規程」を整備して、副会長の会長職務権限の代行の順位を、第1位佐藤春光副会長、第2位畑中三岐子副会長とすることを全会一致で決定しました。

その他の議事については、報告事項では、前期事業と正副会長の職務執行状況、旭川全道大会と特別研修の開催結果、12月号で既報しました第2回育成会活性化委員会報告を行いました。

特に、活性化委員会報告については、会員の減少傾向などに対して、小規模会員組織への支援を重視し、各ブロック連協の活動の強化に取り組むことを平成29年度の事業計画に織り込むことを申し合わせました。

審議事項では、一般会計前期の資金収支状況と監査報告を審議しましたが、監事に指摘された2点、北海道障害者スポーツ振興協会に対する出資金を寄付金と処理すること、労働関係法に従い職員の超過勤務体制を整備することについて確認しました。

さらに、本年9月の全国大会については、

11月10日の第2回
実行委員会の報告
をもとに協議しま
したが、開催予算
にかかる会員の負
担金については、
過度の負担になら
ないような配慮に
ついての意見が寄
せられました。が、
協賛金や広告費の
募集や参加者の確
保など、総合的な
資金対策を行うこ
とを申し合わせま
した。

また、大会内容・

プログラムと講師
等人選については

実行委員会の企画案を尊重するが、これから
は、ボランティア・協力スタッフの確保を含
めた運営実施体制について実行委員会と連携
して対応することを確認しました。

報告まとめ

12月8日

相模原市のやまゆり園事件の 検証・再発防止策検討チーム

厚生労働省は12月8日、相模原市の障害者
支援施設おける事件検証及び再発防止策の協
議を進めること目的した報告書を取りまとめ



ました。9月には「中間とりまとめ」が公表
されていますが、今回の報告書では、事件に
関する再発防止策について次の5点の提言を
取りまとめられています。①共生社会の推進に向
けた取組、②退院後の医療等の継続支援の実
施のために必要な対応、③措置入中の診内容
の充実、④関係機関等協力推進、⑤社会福祉施
設における対応。

関係団体からのヒアリングで明らかになっ
た課題として

○「容疑者の思い込みによる偏った価値観が、
報道などにより拡大再生産され、多く方が
不安を強く抱き、今も感じている」ため容
疑者の間違った発言を徹底的に払拭するこ
と

○共生社会の実現を求める姿勢明確に伝えて
いくこと

○これまで進めてきた精神障害者の地域移行
流を阻害し、精神障害者への偏見を助長し
ないようすること

○退院後の患者を地域で孤立無援にさせな
い、安心して生活できる仕組みをつくるた
めに、地域住民と行政、福祉医療などによ
る包括的ケアを機能させること、等の意見
が、また、再発防止策の方向性としては、
○政府は、広報や「障害を理由とする差別の
解消に向けた地域フォーラム」、「障害者週
間」などのあらゆる機会を活用して、改め
て、障害の有無に関わらない多様な生き方
を前提にした共生社会の構築を目指す政府
としての姿勢を明確に示し、本年4月施行
された障害者差別解消法の理念等を周知・

啓発していくことが必要である、などの意
見が紹介されています。報告書は厚生労働
省のホームページに掲載されています。

お知らせ

第25回人権セミナー

語り合おう！

デモをしよう！

私たちが地域で、生き生き、のびのび、ゆ
うゆうと生活していけるよう、交流して学び
ましょう。

2月12日(日) 札幌市総合福祉センター

分科会 ①わかりやすい障害者差別解消

法、②仕事について、③休みの
日は何をしているの、④ひなん
生活の体験をしてみよう、⑤今
の暮らしについて

全体会 ①津久井やまゆり園仲間が地

域で暮らせるように」

問い合わせ 札幌市社会福祉協議会

自立支援課

☎ 011-632-7355

今後の予定

○第3回育成会活性化委員会…1月下旬

○第2回ピアカン事業会議(本人大会実行委員会)

2月19日(土)道民活動センターかでの2・7

○札幌全国大会第4回実行委員会

2月27日 札幌市育成会活動センターいんくる

○第4回理事会…3月上旬

特別支援教育を必要とされている方のために生まれました。

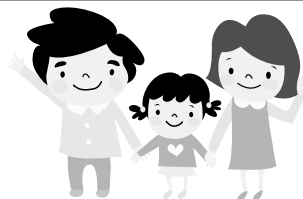
広告

ぜんちの こども傷害保険

個人賠償 弁護士費用 ケガ入院・通院

権利擁護補償付傷害保険（2015年創設）

- ◎ 個人賠償責任補償
- ◎ 権利擁護費用補償
(弁護士費用)
- ◎ ケガでの入通院保障



特別支援学級に通う児童・生徒のために開発された、障がい児のための専用保険です。知的障がいや発達障がいのある子どもたちを、事故や虐待被害などからお守りし、安心した学校生活を送っていただけます。

詳しい資料のご用命は、下記代理店にお願いいたします。

○取扱代理店

有限会社 オフィスブレイン

TEL 011-207-2522

〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地 札幌セントラルビル2F

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社
関東財務局長（少額短期保険）第14号

〒101-0032

東京都千代田区岩本町3丁目5番8号

岩本町シティプラザビル5階

http://www.z-kyosai.com/

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心を
お届けします

2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険（2016年2月現在の内容です。） （知的障害者等福祉団体傷害保険特約セット）

病気やケガまたはその検査のため入院したとき

入院給付金（付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金）

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき（国内外補償）

個人賠償責任保険金：1億円または3億円（1事故あたり支払い限度額）

ケガをしたとき

死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき

葬祭費用保険金

お問合せ先）株式会社ジェアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目
8-2 SRビル4F <http://www.jicgroup.co.jp>
TEL：011-221-7009 FAX：011-221-1704
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

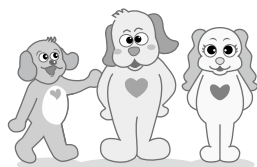
引受保険会社）AIU損害保険株式会社札幌支店
〒060-0003 札幌市中央区北3条西4丁目
1-1 日本生命札幌ビル17階
TEL：011-204-7510 <http://www.aiu.co.jp>
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
かでる2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL：011-251-0855 FAX：011-251-0804
(A-000623 2017-02)

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。

知的障がい者専用補償制度

♡ アイ・ライフ
I・LIFE



病気に対する補償が新しい!!

- ① すべてのケガおよび病気による死亡（葬祭費用）を補償!
- ② すべてのケガおよび病気による入院を1日目より補償!
- ③ 傷害事故による後遺障害を補償!!（50万円限度）
- ④ 病気入院1日目より年間30日間が補償されます。
- ⑤ 病気入院手術一時金1万円を補償!!
- ⑥ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

- ・年払掛金は、36,000円です。
- ・加入対象年齢は、15歳以上～70歳未満となります。
- ・中途加入も可能です。

アイ・ライフ 補償内容

病気・ケガ死亡（葬祭費用）… 50万円	
病 気	入院（30日限度）… 3,000円
	入院差額ベッド代（30日限度）… 1,500円
	入院手術一時金（1人1回・1歳未満）… 1万円
ケ ガ	後遺障害… 50万円（限度）
	入院（1事故180日限度）… 3,000円
	通院（1事故90日限度）… 1,500円
ガ	手術費用… 3万円（入院中） 15,000円（その他）
	第三者賠償（免責なし）… 1億円

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが **アイ・ライフ** です。

お問い合わせ先
制度補償会



障害者補償会

〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当：石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。

フリーダイヤル **0120-185-001**